**大田市「TWILIGHTEXPRESS瑞風」おもてなし補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　令和６年度に石見銀山への立寄りが開始したJR西日本が運行する豪華寝台列車「TWILIGHTEXPRESS瑞風（以下「瑞風」）」の受け入れを契機とし、瑞風の全国的な知名度を通じて、大田市の世界遺産エリア（温泉津～大森）を都市圏に広く認知してもらうため、おもてなしの向上や受入環境改善に取り組むもの。さらに、リピーター確保につながるサービスの提供を行うことを目的として、大田市「TWILIGHTEXPRESS瑞風」おもてなし補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成１７年大田市規則第４５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる事業者及び団体とする。

（１）大田市の「瑞風」受入れに関わる事業者及び民間団体（観光協会、商工会議所、商工会、旅館組合、旅行業者、運輸機関、NPO法人、自治会等をいう。）

（２）その他、市長が適当と認める団体

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助率及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

２　算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

ア　消耗品費

イ　印刷製本費

ウ　修繕料

エ　委託料

オ　材料費

カ　使用料及賃借料

キ　通信運搬費

ク　事請負費

ケ　その他事業実施に必要と認められる経費

（他の補助金等との調整）

第５条　補助対象事業が、大田市の他の補助金等の対象となって補助金等の交付を受けた事業等と同一又は一体であると認められる場合には、補助金の交付は行わないものとし、既に交付の決定をしているときは、その決定を取り消すものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

（補助金の認定申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、大田市補助金等交付規則の交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（次の事項を記載すること。）

ア　事業の目的

イ　事業の名称

ウ　事業の実施期間

エ　具体的な内容

オ　事業の効果

（２）　収支予算書又はこれに代わる書類

（申請内容の審査）

第７条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助金の受給資格を有するかを審査の上、補助金支給の適否及び補助金の額を決定する。

（補助金の認定）

第８条　市長は、前条の規定に基づき、内容が適当であると認めた補助事業について、大田市補助金等交付規則の補助金等交付決定通知書により補助事業者へ通知する。

２　前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

（補助金の変更認定申請）

第９条　補助事業者は、前条の認定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに大田市補助金等交付規則の補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の補助金変更認定申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、大田市補助金等交付規則の補助金等交付変更決定通知書により通知する。

（着手届及び完了届）

第１０条　補助事業者は、補助事業に着手したとき、及び当該補助事業が完了したときは、速やかに大田市補助金等交付規則の補助事業等着手・完了届を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業等の内容、性質等により、市長が着手届及び完了届の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときには、補助事業完了後３０日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、大田市補助金等交付規則の補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の報告があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市補助金等交付規則の補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１３条　市長は、第１条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の８０％に相当する額の範囲内で、概算払で交付することができる。

２　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、大田市補助金等交付規則の補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（帳簿の整備）

第１４条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第１５条　大田市補助金等交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和７年５月１６日から施行する。

２　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付決定のあった補助金については、なおその効力を有する。

別表(第３条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業の名称 | 補助事業の内容 | 補助率及び限度額 |
| 1.「TWILIGHTEXPRESS瑞風」受入おもてなし事業 | 「TWILIGHTEXPRESS瑞風」の運行に伴い、大田市内の各沿線において民間団体等が行う乗客向けのおもてなし事業 | 当該補助対象経費の10分の10以内、限度額100千円 |